

障害福祉計画等検討部会設置要領

(目的)

第1条 第7期横須賀市障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する市町村障害福祉計画）及び第3期横須賀市障害児福祉計画（児童福祉法第33条の2に規定する市町村障害児福祉計画）の策定に関する必要な事項を検討するため、横須賀市社会福祉審議会障害福祉専門分科会（以下、「分科会」と言う。）に障害福祉計画等検討部会（以下、「部会」と言う。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、横須賀市社会福祉審議会委員長の指名する分科会委員及び臨時委員（以下、「委員」という。）15人以内をもって構成する。

(部会長及び職務代理者)

第3条 部会には、部会長及び職務代理者を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 部会長は、職務代理者を指名する。
- 5 職務代理者は、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴)

第5条 部会の傍聴については、横須賀市社会福祉審議会一般傍聴実施要領の規定を準用する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、民生局福祉こども部障害福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の同意を得て部会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(旧要領の廃止)

3 本要領の施行に伴い横須賀市障害福祉計画等検討部会設置要領（平成29年4月1日施行）及び障害者計画等検討部会設置要領（令和2年4月1日施行）は、廃止する。